

イムヌエル「信徒伝道者養成課程」概要・応募要項

「 概 要 」

■ 信徒伝道者とは

「信徒伝道者」は、地域教会内で、或いはそれを越えて、信徒という立場にありながら、直接的に教会の働き、特に講壇において説教の奉仕に携わる人です。

教団には「勸士」という立場があります。勸士は、牧師ではなく信徒ではありますが、その信仰と賜物の故に教団の認定を受けて、各々の賜物にふさわしく奉仕の場が与えられ、主に所属教会に仕えました。

「信徒伝道者」も、多分に「勸士」と重なる部分がありますが、その名称が示すように、携わる奉仕の形態が、より具体的なものを想定しています。つまり、与えられた賜物の中でも、特に講壇での奉仕を担うよう導かれている人のことです。そこで、「信徒伝道者」としての奉仕に携わる方には、その奉仕に備えて、ふさわしく、適した課程を学び、また研修を継続することが求められます。

そして「勸士」と同じように、この課程の学びと訓練に応募する人は、信仰的にも、またこの職を遂行するための賜物という意味でも、所属教会牧師や周囲の推薦を受けることができる人物でなければなりません。

■ どういう方が応募の対象として考慮されているか

原則として、社会における仕事を退いたあと、あるいはそれに関わりながらも、集中的に主のために奉仕する志が主から与えられていると厳粛な意味でうなずかされている人々で、加えて、その信仰経験や賜物において、地域教会の牧師や周囲の人々の承認を得ている人々が、この課程に応募することができます。

尚、比較的若い年齢の場合は、さらに主の前に出て直接献身の道を熟慮されるべきでしょう。また、これは実質を伴う働きが期待されていますので、教会の仕事を担う壮健さが求められています。

■ 所属教会との関係は

信徒伝道者は、牧師ではありません。責任者或いは指導牧師から特別の指示がない限り、教会に住むわけではなく、また転任等の異動はありません。また所属教会の中で、或いは巡回先の教会で「〇〇先生」と牧師のように呼ばれることも避けるべきです。そして信徒伝道者として働きを進める、その人物は所属教会の牧師の指導下にあります。所属教会の牧師の承認を越えて働きをすることはできません。いつでも所属教会との健全な関係を保つよう努力してください。

■ 奉仕の内容は

しかし、「信徒伝道者」の認定を受けた人は、信徒であっても、「お証し」「お勧め」というより一歩進んだ奉仕、つまり「説教」を通して講壇に仕え、兄弟方の霊的な養いに当たります。具体的には、牧師の留守を守ったり、地域教会を越えて巡回奉仕をしたり、時には地域教会や教団の依頼に応じて、地域教会の伝道所・支部などの責任を担い、時としては牧師のいない教会の責任を一定期間担ったりすることが期待されることもあり得ます。

■継続的な研鑽に関して

「信徒伝道者」の認定を受けるとき、その人物は、いつでも必要に応じて奉仕に赴くことができるよう、常に聖書を深く学び、健全なキリスト教を教え証しし、教会の徳を建てるために自らの生涯を用いることが求められます。教団主催の牧師研修会、年会・教区会などへの出席に関しては、指導牧師の指示に従って出席が求められることもあります。

■「信徒伝道者」の経済に関して

「信徒伝道者」が奉仕に適した「謝儀」を受けることはあっても、いわゆる「牧師給」の対象にはなりません。しかし、伝道所や地域教会の責任を負う場合は、所属教会牧師、或いは教区・国内教会局の背景がありますので、諸経費・活動費等を含めて、教会・教団側が負担することになります（この点に関しては、派遣教会と受入教会の事情によっても様々な対応が考慮されると思います）。また「信徒伝道者」の場合は、退職牧師が教団から受ける年金・退職金の対象とはなりません。社会のお仕事を退かれた後の退職金があることを前提に考えているからです。

■受講受入と資格認定に関して

- 1) 応募者の「信徒伝道者養成課程」への受入に関しては、別に設ける「信徒伝道者養成課程運営委員会」が、応募者から提出された書類を審査して可否を決めます。
- 2) 受入承認後の具体的受講については随時、受講者本人と前述運営委員会、所属主任牧師とが相談しつつ進めていくことになります。
- 3) 所定の課程が修了した段階で、本人と所属主任牧師が認定の申請書（受講を通して学んだことの証しと共に）を信徒伝道者養成課程運営委員会宛に提出します。その申請を受けて同運営委員会で審査した上で、教団運営委員会に提出します。
- 4) 認定は、教団運営委員会の承認・推薦を経て代表によってなされます。認定の期間は年会から年会までの1年間です。所属主任牧師と本人の申し出により、毎年認定を更新することができます。認定更新手続きは前記3項を準用します。

■直接献身・家族、特に伴侶者との関係

信徒伝道者の立場は、その置かれた立場や年齢等から、担わされている責任を果たしつつ、直接献身の道ではありませんが、信徒としてなし得る限りの奉仕をする道です。

しかし、その奉仕を果たしつつ直接献身へと導かれることも十分あり得るでしょう。その導きが確かなものであるなら、この道から、さらに積極的に直接献身へと進まれることも、真剣に考慮すべきと思います。教団としても、そのような方が起こされた場合、大いに支援する方向で検討します。具体的には、この養成課程で履修した単位を、神学院での単位に繰り込むことなどが考えられています。

いずれにしろ、主に対する尊い奉仕ではありますが、時として大きな犠牲を伴う道ですから、家族特に伴侶者との信仰の一致が求められます。また、伴侶者も共に訓練にあずかることも考えられます。

「 応 募 要 項 」

■受講・応募に際して必要なもの

1) 本人の証し

上述のような「信徒伝道者」を自分がどのように志すようになったか（信徒伝道者に対する使命感・召命感）についての証し（含：本人の受けた神学教育経歴、職歴）。

2) 推薦状 2 通

①所属教会主任牧師による推薦状（含：信仰歴など）。

②所属教会の役員会(またはそれに準じる委員会等)による推薦書

◎以上の書類が提出された時点で、「運営委員会」が、受講を認めるか否かを審査し、その結果について所属主任牧師を通して本人に通知します。

■受講費用に関して

1) 応募に際し、「審査登録料」として、10,000 円。

2) 「受講料」として、現在は 30,000 円。

①この「養成課程専用ビデオ講座」は発送費については教育局が負担する。

②その他の教材・通信費等は、受講者本人負担を原則とする。

[伴侶者が受講する場合は、個々に考慮する。]

3) 「スクーリング」に関する費用については、参加費（受講料と宿泊費）5,000 円とする。10,000 円を越えた分の交通費は教育局が補助する。ただし補助額は 20,000 円を上限とする。

■カリキュラム

①認定に必要な科目については＜必須科目＞ 5 単位、＜選択科目＞ 5 単位、合計 10 単位とする。（ただし、スクーリングは参加回数* 2 単位とする。）

②＜必須科目＞

「信徒伝道者とは」(1)

「説教学」(1)

「聖書の学び方」(1)

「スクーリング」(2)

*スクーリングは、認定のために必須とする。ただし、更新の場合、どうしても出席できないときは、選択科目から 2 単位受講で可とする。

③＜選択科目＞

A 群 信徒伝道者養成課程ビデオ

「詩篇の学び」(1)

「パウロ伝」(1)

「教理説教」(1)

B 群 e ラーニング (2)

C 群 信徒土曜講座 (2)

D 群 信徒地区講座・信徒公開講座とレポート (1)

E 群 個人指導 (B~D 群の受講が困難な方が対象、テーマを設定し、教師が指導)

④受講者は、それぞれの科目履修の最後に「学びのまとめシート」を提出することで単位を認定する。

◎各人の履修簿は、信徒教育課が管理し、本部の教育局のロッカーにも保管する。